

地域共生・地域経済循環社会調査特別委員会報告書

令和7年6月12日

宇都宮市議会議長 塚田 典功 様

地域共生・地域経済循環社会調査特別委員会

委員長 篠崎 圭一

本委員会は、令和5年10月2日の本会議において設置され、「地域課題の解決・地域活性化に向けた人づくり・仕組みづくりについて」の調査研究を行ってまいりました。

このたび最終報告としてとりまとめましたので、その経過と結果について次のとおり報告いたします。

委 員 名 簿

(令和7年6月12日現在)

委 員 長	篠 崎 圭 一
副 委 員 長	金 沢 力
委 員	佐 藤 恭 子
同	横須賀 咲 紀
同	手 塚 泉
同	岩 井 潤 子
同	矢古宇 芳 一
同	保 坂 栄 次
同	原 ちづる
同	黒 子 英 明
同	久保井 永 三
同	福 田 智 恵
同	渡 辺 道 仁
同	小 林 紀 夫
同	舟 本 肇

目 次

I	調査の経過	-----	1
	1	委員会の開会	
	(1)	第1回委員会から第14回委員会まで	
	2	先進都市の視察調査	
	(1)	横浜市、益田市及び神戸市の視察調査	
II	提 言	-----	7
	付託調査事項：地域課題の解決・地域活性化に向けた人づくり・仕組み づくりについて		
	1	地域活動を取り巻く社会全般に関わる現状と課題	----- 7
	2	地域活動における社会全般に関わる課題解決のために	----- 9
	(1)	ボランティアを通じた取組について	
	(2)	自治会等への支援について	
	(3)	学校や企業との地域連携について	
III	む す び	-----	1 5
	参考資料（中間報告書提言部分抜粋）	-----	1 6

I 調査の経過

1 委員会の開会

(1) 第1回委員会（令和5年10月2日）

ア 議長の招集により開会され，委員会条例第6条の規定に基づいて正副委員長の互選を行い，委員長に黒子英明議員，副委員長に金沢力議員を選任した。

(2) 第2回委員会（令和5年10月20日）

ア 具体的な調査内容や今後の会議の進め方について確認した。

(3) 第3回委員会（令和5年11月20日）

ア 第2回委員会での各委員の意見を精査し，付託調査事項の中で，具体的なテーマの対象を議論し，「NPO法人等を通じた人づくり・仕組みづくり」，「地域貢献意識の醸成」と「地域課題を解決する地域人材の育成」に決定した。

イ 今後の会議の進め方について確認し，「NPO法人等を通じた人づくり・仕組みづくり」から調査することを決定した。

(4) 第4回委員会（令和6年1月18日）

ア 第3回委員会で決定した3つのテーマに係る，現在の宇都宮市の取組について執行部から説明を受け，質疑等を行った。

(5) 第5回委員会（令和6年3月26日）

ア 2月6日から7日に実施した先進都市の視察調査（三原市・大阪市）に係る視察報告書の内容について協議した。

イ 執行部からの説明や先進都市の視察調査，これまでの各委員の意見を踏まえ，提言に向けた意見交換を行った。

- (6) 第6回委員会（令和6年4月19日）
- ア 第5回委員会での各委員の意見を細分化・整理し，提言に向けた意見交換を行った。
- (7) 第7回委員会（令和6年5月10日）
- ア これまでの委員からの意見等を踏まえ，提言として取り入れるべき意見について協議した。
- (8) 第8回委員会（令和6年6月26日）
- ア 前回の委員会に引き続き，提言として取り入れるべき意見について協議した。
- イ 「NPO法人等を通じた人づくり・仕組みづくり」について委員会の中間報告を提出することを決定した。
- (9) 第9回委員会（令和6年9月12日）
- ア 8月6日から8日に実施した先進都市の視察調査（横浜市・益田市・神戸市）に係る視察報告書の内容について協議した。
- イ 先進都市の視察調査，これまでの各委員の意見を踏まえ，提言に向けた意見交換を行った。
- ウ 中間報告書（案）について，取りまとめを行った。
- (10) 第10回委員会（令和6年11月25日）
- ア 付託調査事項の中から決定した具体的なテーマである「地域貢献意識の醸成」と「地域課題を解決する地域人材の育成」の2つについて，相互に関係する部分があることから，まとめて協議していくことを決定した。
- (11) 第11回委員会（令和7年1月24日）
- ア これまでの各委員の意見を類型に分けて整理し，提言をまとめるに当たっての今後の会議の進め方について確認した。

(12) 第12回委員会（令和7年2月13日）

ア これまでの委員からの意見等を踏まえ、提言として取り入れるべき意見について協議した。

(13) 第13回委員会（令和7年4月24日）

ア 委員長の互選を行い、篠崎圭一議員を任命した。

イ これまでの委員からの意見等を踏まえ、提言として取り入れるべき意見について協議した。

(14) 第14回委員会（令和7年6月4日）

ア これまでの委員からの意見等を踏まえ、提言として取り入れるべき意見について協議した。

2 先進都市の視察調査

(1) 横浜市、益田市及び神戸市の視察調査

横浜市の「横浜型地域貢献企業」と「横浜市ボランティアセンターの取組」について、益田市の「持続的な地域づくりとひとづくりを進める「ひとが育ち輝くまち益田」」についてと、神戸市の「地域人材育成」について調査をするため、令和6年8月6日から8日までの3日間にわたり視察を行った。

ア 横浜型地域貢献企業について（神奈川県横浜市）

横浜市では、企業の社会的責任（CSR）を意識しながら横浜市内で優れた地域貢献活動に取り組む企業を公的機関が評価・認定する「横浜型地域貢献企業認定制度」を行っている。認定企業への支援として、低利融資制度の利用や公共調達の受注機会の優遇などがあり、本市においても同様の制度として、「宇都宮まちづくり貢献企業認証制度」があるが、横浜市では、認定企業へ導くため「よこはま地域貢献宣言企業登録制度」を行っている。本市同様、企業認定（認証）されるまで

には、多くの課題があるが、企業側に寄り添う伴走型の支援として行っている。

また、横浜市では、働きやすい職場づくりや、健康経営、SDGsの達成など、社会のニーズに応え、地域に貢献しながら経営に取り組む企業を応援することを目的として、横浜市が実施する4つの認定・認証制度を全て取得した企業を対象とする「横浜グランドスラム企業表彰」を創設し、企業の魅力・企業価値の向上につながる制度を実施しており、地域共生社会の実現に取り組んでいる本市において、とても参考となる制度であった。

イ 横浜市ボランティアセンターの取組について（神奈川県横浜市）

横浜市では、市民活動に関する相談やボランティアコーディネート事業を行うボランティアセンターを市内18区の社会福祉協議会に設置している。地域共生社会の実現に向けて、区社協等と協働し、子どもや企業、地域住民を対象とした福祉啓発の取組や、大規模災害発生後の災害ボランティアセンターの運営に向けて、平時から関係団体・機関等との協力体制の基盤整備を行うなど、幅広い役割を担っている。

また、横浜市社会福祉協議会では、官民間問わず多様な立場の方々と連携し寄付文化の醸成を図るため「ヨコハマですぐヨコへ」を合言葉に「ヨコ寄付」活動を行っている。特設サイトの開設や、SNSによる情報発信、クレジットカード寄付の受付など、寄付をする機会を増やす取組の実施や、パートナー企業として様々な支援事業を協働で行う企業を特設サイトに掲載するなど、共感の輪を広げる連携づくりは、地域共生社会の実現を目指す本市においても、とても参考となる取組であった。

ウ 持続的な地域づくりとひとづくりを進める「ひとが育ち輝くまち益田」について（島根県益田市）

益田市では、高校卒業時に約9割の若者が市外に進学・就職し、若者回帰率は約3割という課題があり、課題解決に向けて、平成27年

に益田市ひとづくり協働構想を策定し、総合戦略の4つの基本戦略にて人づくりを推進するよう定め、未来の担い手育成、仕事の担い手育成、地域づくりの担い手育成の3つを推進施策としている。

地域の大人と子どもが1対1で対話をするこゝで、気軽に話し合える関係を築き、生き方を考える授業を実施する「対話+（プラス）」、地域で働く人を通じて生き方を学ぶ対話中心の職業体験「益田版・職場体験」、子どもを中心とした活動に地域の大人が関わるこゝで、子どもだけでなく大人の意識を変えることを目的として実施している「地域での活動」の3つの柱から成る「ライフキャリア教育プログラム」を実施している。

これらの取り組みの結果、高校生の益田市内就職率は5年前の25%から47.6%に、将来益田市に住みたいと考える若者の割合は50%から80.9%に上昇するなど、成果も出ている。子どもころから地域について考える機会が必要であり、若者回帰率の低下を課題とする本市においても、非常に参考となる取組であった。

エ 地域人材育成について（兵庫県神戸市）

神戸市は、本市同様、自治会等の地域団体に加入しない住民が増える中、役員が高齢化・固定化し、後継者がいないという課題を抱えている。特定分野での活動により住民サービスや地域課題の解決の一部を担ってきたNPO等においても、活動を開始・継続していくためには活動資金の補助や活動場所の紹介、アドバイスなど、行政からの金銭的・人的支援の課題があった。

そこで神戸市では、「地域協働局」を設置し、地域貢献に向けた様々なサポート体制事業を実施している。中でも、ボランティアマッチングサイト「ぼらくる」では、人材を募集している地域活動団体やNPO等と多様な団体・市民とをつなぎ、地域課題の解決を図るとともに、地域団体への新たな人材の参画を促している。また、外部人材による地域活性化として、地域おこし隊の活用や全区役所に配置している地域コーディネーターのノウハウを生かして地域協働課職員のスキル

アップに繋げることを目指している。

地域貢献をしたい市民の想いを受け止め、新たな地域人材の発掘と育成に繋げている神戸市の取組は、本市にとって非常に参考となる取組であった。

II 提 言

本委員会においては、地域共生社会及び地域経済循環社会の実現に向け、若者や女性、元気な高齢者など、地域のコミュニティーや経済の活性化を担う人材の育成のほか、地域の担い手となる団体が持続的に発展できる仕組みづくりなど、取り組むべき課題や解決策についてを調査項目とし、このうち、NPO法人等を通じた人づくり・仕組みづくりについて、中間報告を取りまとめ、令和6年10月、議長に提出したところである。

その後、地域貢献意識の醸成と、地域課題を解決する地域人材の育成について、本市の現状と課題を整理し、行政視察や委員間での意見交換を重ね、市が取り組むべき事項を取りまとめたことから、併せて報告するものである。

今後、地域共生社会及び地域経済循環社会の実現に寄与すべく、中間報告書で示した事項に加え、下記の事項の実現について、十分に配慮するよう提言する。

1 地域活動を取り巻く社会全般に関わる現状と課題

(1) 現状

現在の本市の社会状況を見てみると、まず、人口構造については、2018年の約52万人をピークに、人口減少に転じ、2050年には人口が約45万人と見込まれるなど、人口減少社会に転じていることに加え、高齢人口の構成比が2040年には約30%に上昇する見込みであり、さらなる高齢化社会の進行が懸念されている。

また、生活様式においては、多世代同居の割合が2005年から2020年で約半減するなど核家族化が進行するほか、マンション等の集合住宅の戸数が2003年から2018年までで約3割増加し、共働き世帯も増加するなど、ライフスタイルも変化してきている。

さらに、内閣府の「社会意識に関する世論調査」（令和3年度）結果では、個人意識の傾向として、「社会志向」の下降と「個人志向」の上昇が示されるなど、市民の価値観も変化してきている。

こうした社会環境の変化などにより、一部住民においては、生活環境

の維持・向上において行政に頼りがちである現状も伺え、地域コミュニティの基盤であり、安全で安心な地域づくりのための重要な役割を担う自治会への関与や地域活動への協力意識が低下しており、自治会加入率の低下やPTAへの参加者減少につながっている。

また、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、人と人との接触が控えられ、多くの地域活動や学校行事が縮小や休止されたことなどにより、地域活動を実施するためのノウハウの継承などが途切れてしまったり、学校との関係が希薄となるなど、企業や学校を含む地域住民同士のつながりが減ってしまっている現状がある。

一方、東日本大震災をはじめとする、近年の全国的な大規模災害の発生を背景にボランティアに興味がある人は増えており、特に30代前半の若者の地域活動に対する興味が高まってきているという統計結果が出ている。

(2) 課題

本市が目指すスーパースマートシティの実現に向けては、性別や国籍、障がいの有無などにかかわらず、子どもから高齢者まで、誰もが生きがいを持ち、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるとともに、地域に思いやりがあふれ、絆を深めながら孤独や孤立に寄り添い、支えられる社会である「地域共生社会」の実現が必要である。

市民ニーズが複雑化・多様化し、既存の地域組織のみでは解決しきれない地域課題が増加するなか、より住みやすいまちづくりを進めていくためには、地域のまちづくりを支える市の重要なパートナーである自治会などの地域組織と共創しながら、これらの課題にも対応していく必要がある。

しかしながら、人口減少や少子・超高齢社会が進行するとともに、地域住民同士のつながりが減少する中、地域組織の高齢化や人材・能力の不足により、5～10年後には、現在の公共的サービスの維持が難しくなるという将来も想定され、地域組織の充実と、その原動力となる人づくりの強化が必要である。

このため、こうした将来に対する危機感を市民やまちづくり組織に対して発信し、共有することが必要であり、特に既存のまちづくり組織に強い意識を持ってもらう必要がある。さらに、地域住民や事業者など、地域関係者が等しく地域社会の構成員であるという意識を持ちながら、地域まちづくりに協力する姿勢や、ボランティア精神、その活動内容や特性に応じ、それぞれの「強み」を発揮しながら連携・協働して地域活動を支援するという地域貢献意識の醸成が必要である。

また、本市全体の市民活動への参加割合は年々増加してきている一方で、自治会の加入率は、集合住宅に入居する若者世帯の未加入や高齢世帯の退会などにより年々減少傾向にあることに加え、実際に地域活動に参加する人が減少傾向にあり、地域活動の担い手がない地域が多くなっていると認識しており、多くのまちづくり組織や地域団体、NPO法人等がその機能を効果的に発揮することができていない状況が見受けられる。

こうしたことから、地域活動に関わる人を増やしていくとともに、地域活動を担うリーダー的存在を育成するなど、地域人材の育成が重要であると考えられる。

2 地域活動における社会全般に関わる課題解決のために

全ての市民が、社会で孤立することなく、住み慣れた地域で絆を深めながら、支え合うことができる地域共生社会の構築に向けては、地域貢献やお互いを助け合うようなボランティアの促進や、地域課題を解決する地域に密着した自治会等の地域団体の強化、学校や地元企業等との連携した取組の推進など、様々なアプローチが必要であるため、以下のとおり提案する。

(1) ボランティアを通じた取組について

市民のボランティア活動参加を促進することは、地域で活躍する人材育成につながるものである。ボランティア活動に興味がある人は多く、震災の経験から意識も高まっているが、地域活動を含むボランティ

ア活動の参加者がなかなか増えない現状がある。これは、必要な方へ情報が届いていないことや、地域活動への敷居が高いという思い込み、ボランティアを始めるきっかけや現在活動している以外のボランティア活動をするきっかけがないということが考えられる。

ア ボランティアに関する情報発信

多くの市民を地域活動参加へつなげられるよう、本市では、宇都宮市まちづくりセンターや市HPにおいてボランティア活動情報やまちづくり活動情報などを発信しているが、市政世論調査において、まちづくり活動に参加していない若者からは「市民活動へ参加するチャンス・きっかけがない」などの声があることから、情報が必要な方へ十分届いていない状況にあると考えられる。

行政視察した神戸市では、神戸市公式LINEアカウント「地域活動支援LINE」を作成し、市からの地域活動支援情報や研修会の案内などの最新の情報を発信している。

本市でも、将来の担い手を創出するため、既存の情報発信の充実に加え、現代のニーズに合わせ、今までの取組に縛られない、様々な情報発信により、ボランティア活動の魅力を伝える情報発信を行うべきである。

イ 地域活動とボランティアのマッチングの強化

市民活動への参加割合は増加しているものの、本市の世論調査では、「どのように参加すればよいかわからない」と回答した方が増加しており、活動希望者が実際の地域活動やボランティア参加に結びついていない現状があると考えられる。

その要因の一つは、地域活動とボランティア希望者のマッチングが不十分であることが考えられ、これは地域活動とボランティアを結びつけるコーディネーター役が不足しているためであると考えられる。

こうしたことから、地域活動に参加するきっかけづくりとなる取組の充実とともに、地域においてこれを主体的に担う人材の確保を図る

必要があると考える。

当委員会で視察を行った神戸市においては、同様の機能を有するボランティアマッチングサイト「ぼらくる」を運用し、利用者の約6割が10代、20代の若者が占めるなど新たな地域人材の発掘と育成に繋がっているところであり、本市においても「まちづくり活動応援事業」を運用しているところであるが、さらに若い世代にも参加してもらえよう周知を強化することで、マッチングの強化を図るべきである。

また、各地域においても、栃木県社会福祉協議会が行っているボランティアコーディネーターのような取組を活用するなど、地域にボランティアを呼び込む取組も必要である。

ウ ボランティア参加のきっかけづくりの充実

ボランティアについて明確な定義を行うことは難しいが、一般的には「自発的な意志に基づき他人や社会に貢献する行為」を指してボランティア活動と言われており、活動の性格として、「自主性(主体性)」、「社会性(連帯性)」、「無償性(無給性)」等があげられるが、より参加を促進するためには、活動に対する謝金の支払や、活動に必要な道具の無償貸与など、気軽に、かつ、有意義にボランティア活動に参加できるよう、いわゆる「有償ボランティア」の拡充も促していくべきである。

こうした中、本市では、まちづくり活動への新たな活動者の参加の「きっかけ」づくりと、これまで活動している方々の活動への継続の「励み」としていただき、まちづくり活動への参加者を増やすため、「宇都宮市まちづくり活動応援事業」の取組を行っているところであり、地域活動の活発化にも寄与している。

これらの取組はボランティア活動への興味関心を促進する取組として大変有効であると考えることから、より一層、まちづくり活動応援事業などの周知をさらに強化するとともに、ながら見守りなどのような誰でも気軽に簡単に参加できるような地域ボランティア活動の実施など、ボランティア参加のきっかけづくりを充実すべきである。

さらには、次代を担う若者の地域貢献意識を醸成し、将来の地域のリーダーとなる若者の地域活動の参加を促すため、若者主体のイベントを企画して積極的に参加させる取組や、子育て世代のボランティア意識を高め、その子どもの意識醸成にもつながるよう、親子で参加できるボランティア活動の充実を検討すべきである。

(2) 自治会等への支援について

コロナ禍や共働き世帯の増加で人と人とのつながりが希薄化し、自治会やPTAなどへの参加が減少している中、自治会や地域団体においては、加入率の減少や、役員辞退の増加、なり手不足により、これまで団体を支えてきた方たちが疲弊し、存続の危機に直面している自治会等もある。その背景には限られた人々のみが活動し、主として活動するリーダーに過度の負担がかかっている現状がある。

このような中、本市では、安全・安心な市民生活を支える基盤であり、地域まちづくりの要である自治会を維持し、活動を活性化するため、令和7年3月25日に「宇都宮市地域で支え合う自治会条例」を制定し、市民、団体、企業、行政などそれぞれの役割を定めたところであり、行政は自治会の維持及び活動の活性化に関する施策を立案・推進する責務を有することや地域活動の効果的な推進に向けて、関係者相互間の連携や協働の促進が図られるよう必要な環境の整備を行うことなどが定められたところである。

これらのことから、本市においては、自治会活動が活性化するよう、地区行政機関における地域担当職員の増員や、専門的知識を持つ現役職員や職員OBの積極的な自治会への関与、自治会に対してアドバイザーを派遣できるような人材バンク制度の確立などのほか、自治会が必要な助言をもらえる自治会サロンのような体制整備などに取り組むべきである。

併せて、各地域においても、地域住民がコミュニティースペースとしてコミュニティセンターや自治会公民館を気軽に利用できるよう取り組む必要があると考える。

(3) 学校や企業との地域連携について

核家族化や少子化，都市化，地域コミュニティーの希薄化など，家庭を取り巻く環境の変化や価値観の多様化などを背景に，地域活動に対する家庭の教育力向上が求められている。

こうした中，本市では，子どもたちが郷土への愛情と誇りを持てるようにする「宇都宮学」や，学校・保護者・地域が一体となり地域の教育力を生かしてたくましい宮っこを育成する「魅力ある学校づくり地域協議会」など，地域の魅力の理解促進や地域に根ざした学校づくりに取り組んでいるところであり，こうした取組が地域の将来を支える人材の育成につながると考える。

こうしたことから，将来を担う子どもの地域意識を育み，子どものうちから地域活動への関与を促進し地域との繋がりを深めるとともに，子どもと親が地域活動について家庭で話し合う機会を増やし，親世代の意識向上にもつなげられるよう，学校と地域が連携し，子どもたちが地域に根ざした体験的活動を行うことができる機会を設ける取組や，マンガなどを使いボランティアや地域活動について分かりやすく説明したパンフレットを市で作成し学校で活用いただくほか，地域で活動する団体や事業者によるそれぞれの特技を生かした出前授業の開催など，保護者も含めた地域貢献意識の醸成につながる取組を充実させるべきである。

また，前述の「宇都宮市地域で支え合う自治会条例」においては，地域との橋渡し役となる住宅関連事業者などの企業の役割として，従業員の自治会加入に配慮することや，住宅入居者と地域住民の良好な近隣関係の保持などが明記されており，昨今，不動産会社による自治会加入支援を行う企業が増えていることなどから，企業が自治会条例にも規定された役割を十分に果たせるよう，新たな加入促進策として企業と連携した取組をさらに拡充すべきである。

また，地域団体が活動を継続させたり，新たに地域活動組織を新設するためには一定の資金や人材の確保も必要となってくることから，

各地域活動における取組の目的や意義などを積極的に発信し、個人や企業が進んで協力したいという機運を高めることで、寄付文化や活動参加意欲が醸成され、地域内で資金や人材が循環することにより、地域経済循環にもつながると考える。

Ⅲ む す び

本市は、平成16年に市民協働推進指針を策定し、長きにわたり行政、市民、企業が一体となったまちづくりを推進してきているところである。

今般の少子・高齢化の進行などの社会状況の変化や市民ニーズの多様化などにより、新たな公共の課題への対応や、きめこまかな公共サービスの提供が求められている中、本市では令和7年3月に宇都宮市地域で支え合う自治会条例を制定した。今回の条例制定を契機に、改めて自治会の意義や重要性について広く認識を共有するなど、地域活動の充実に向けた取組をより一層強化していく時期を迎えている。

今回は地域共生社会の実現に向けた取組を中心に提言を行ったが、今後については、地域で出来ることは地域が担い、地域で出来ないことは地元のNPOや企業などに委託をすることで、NPOや企業の地域貢献意識の醸成や地域を担う新たな人材等の育成につながると考える。また、市は行政が持つ好事例などの情報を地域に提供するなど、地域伴走型の支援を全庁一丸となっ
て行い、サポートをしながら地域活動の充実・強化を進めることにより、市民・事業者等の地域貢献意識が醸成され、地域人材育成につながること
で、地域活動団体が育ち、地域活動における「ヒト」、「モノ」、「カネ」の好循環
につながっていくものと考えることから、本委員会の提言に基づき、地域共
生・地域経済循環社会の実現に向けた取組が前進することに大いに期待する。

参考資料 中間報告書（提言部分抜粋）

Ⅱ 提 言

本市が目指すスーパースマートシティの実現に向けては、性別や国籍、障がいの有無などにかかわらず、子どもから高齢者まで、誰もが生きがいを持ち、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるとともに、地域に思いやりがあふれ、絆を深めながら孤独や孤立に寄り添い、支えられる社会である「地域共生社会」の実現が必要である。

人口減少や少子・超高齢社会が進行する中、行政ニーズの多様化などに対応することのできるまちづくりが求められており、地域における多様化、複雑化した課題にも対応していく必要がある。

そのような中、本委員会においては、若者や女性、元気な高齢者など、地域のコミュニティーや経済の活性化を担う人材の育成のほか、地域の担い手となる団体が持続的に発展できる仕組みづくりなど、地域共生社会及び地域経済循環社会の実現に寄与すべく提言を行うため、NPO法人等（NPO法人や公益社団法人など）を通じた人づくり・仕組みづくり、地域貢献意識の醸成、地域課題を解決する地域人材の育成を具体的な調査項目としたところである。

このうち、特に地域共生社会及び地域経済循環社会の実現に大きく寄与する、NPO法人等を通じた人づくり・仕組みづくりについて、本市の現状と課題を整理し、先進都市の視察調査、意見交換を重ね、調査研究を進めてきたところであり、他に先行して提言すべきとの意見でまとまったことから、以下のとおり提言するものである。

1 NPO法人等を通じた人づくり・仕組みづくりの必要性について

地域課題の解決には、画一的な対応ではなく、各地域の実情を踏まえた対応が必要であり、地域づくりは地域住民が地域の活動に参加し、それぞれの地域団体などの役割を理解することで、市民や団体がそれぞれの長所を活かして地域の課題を解決していくネットワークをつくることが重要で

ある。

しかしながら、現在、人口減少や少子高齢化に加え、家族のあり方やライフスタイル、価値観などの多様化により絆が薄れ、地域社会での支えあいの基盤が弱まり、各地域において活動の中心となる担い手の高齢化や引き継ぐ人材の不足などの問題が噴出している。

このような中、先駆性や行動力、公益性などの特徴を持ち、地元で根差した柔軟な活動が期待できる行政と民間の間のような非営利の団体・組織であるNPO法人等は、多様化・複雑化した地域課題の解決に貢献できる存在であると考えられる。

現在、宇都宮市が特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき認証している市内のNPO法人は、令和6年7月現在、155団体あり、その中には、保健や医療又は福祉の増進を図る活動として、食料確保困難者に対して、食品等を提供することで生活の立て直しを支援する団体など、専門性を持ちながら、地域活動を行っている団体が存在している。

今後は、既存の地域組織のみでは解決しきれない地域課題の解決に向け、地域のために活動するNPO法人等の活動を活性化させ、NPO法人等を通じた人づくり・仕組みづくりを進めることで、地域課題の解決策を見出すことが可能になると考えられる。

2 NPO法人等の課題と対応

内閣府の調査によると、NPO法人の全国的な課題として、「人材の確保や教育」、「後継者の不足」、「収入源の多様化（収入確保に関する課題）」など、人材面や財政面をあげている。

また、第3次宇都宮市市民協働推進計画後期計画（以下「市民協働推進計画」という。）によると、NPO法人は、行政に対して「民間の助成金等の情報提供」や「協働事例に関する情報提供」など、団体の運営や活動等に関する様々な情報提供を求めている。

これらのことは、NPO法人に限らず、他の類似団体等も同様の課題を抱えていることが推察される。以上を踏まえて、人材や財政、情報発信の面からNPO法人等の活性化に向けた支援などについて提言する。

(1) 人材面からの支援について

市民協働推進計画においては、市内のNPO法人等の約半数が、「新たな会員が増えない」や「担い手となる人材の発掘・育成の不足」などの人材面の課題をあげており、団体の活動を活性化させるためには、会員の数を確認していくことはもとより、様々なスキルなどを持った人材の育成・確保が重要である。

ア まちづくり活動を行う人材の育成について

本市では、まちづくり活動に参画する人材を育成するため、まちづくり活動の拠点施設である、宇都宮市まちづくりセンター（通称「まちぴあ」）や各地域の生涯学習センターなどにおいて、シンポジウムやセミナー、各種講座等を開催している。

まちづくり活動を担う人材の育成は重要であり、これらの人材は、NPO法人等の活性化につながるものであることから、より多くの市民が参加し、会員の確保につながるよう、講座などの充実を図るべきである。

イ 専門性・スキルを有した人材の確保について

大阪市では、拡大し続ける「公共」の分野について、これまでのように行政が中心となって担うのではなく、地域の実情を最もよく知っている住民等が中心となるよう、担い手だけでは解決が難しい課題に対して、専門性をもつ人材による支援を行い、地域活動を活性化させることを目的として、「地域公共人材派遣制度」を導入した。

大阪市が費用を負担し、派遣のたびに人材を選定することから、団体は無料で利用できるほか、適切なマッチングを行うことができる。

また、登録者は大学教授、コンサルタント、デザイナーなど幅広く、令和6年1月時点で129名と多数おり、適切なアドバイスを受けられるよう運用されている。

市内のNPO法人等が活性化し、まちづくりや地域課題に取り組み

やすくなるよう、本市においても、大阪市のような専門的な知見やスキルをもった人材から適切なアドバイスや支援が受けられる体制や制度の整備を検討すべきである。

また、制度の検討に当たっては、行政とのやり取りが多いNPO法人等で働く人材には、補助金申請や許認可など行政に関する書類作成のノウハウ等が必要になってくることから、自治体職員OBなどの積極的な活用も検討すべきである。

(2) 財政面からの支援について

市民協働推進計画において、約6割弱のNPO法人が、行政に求める支援として、資金面の支援をあげており、安定した団体活動を維持するためには、財政面の支援を充実することが重要である。

ア 業務委託を通じた支援

地域において、清掃・除草活動などの活動をNPO法人が行っているところもあるが、資金不足で十分活動できていない場合もある。

このようなことから、地域密着型の取組を行うようなNPO法人等については、地域の仕事を積極的に委託し、活動の場を確保する必要がある。

活動の場を確保することで、組織やそこで働く人の成長も期待できることから、活動を通じた組織の活性化を図るため、NPO法人等に寄り添いながら伴走型の支援を全庁一丸となって心がけるべきである。

イ 補助事業等の周知及び拡充・強化

(ア) 宇都宮市市民活動助成事業の周知強化

本市では、NPO法人等の活性化に向け、事業に要する費用の一部を助成する「宇都宮市市民活動助成事業(※)」に取り組んでおり、令和6年度は、22団体が本事業を活用している。

本事業はNPO法人等を含めた市民活動団体に対し、活動をはじめようとするきっかけづくりや、新規事業や事業拡大の促進など、

団体の自立化・活発化を推進することを目的とした事業であることから、より多くの団体がこの事業を活用できるよう、さらに周知を強化していくべきである。

また、NPO法人等による地域活動を促進させるためには、無償ではなく有償ボランティアとすることも有効であると考えられることから、当該事業が事業活動に係る講師謝金などの報償費が助成対象となることも併せて、さらに周知していくべきである。

※ 立ち上げて間もない団体などに対するスタート支援やおおむね2年以上経過した団体に対するステップアップ支援、1つ以上の団体又は事業者等と連携した団体に対する連携支援を実施

(イ) クラウドファンディングによる自己資金調達の促進

三原市では、クラウドファンディングを活用することで自己資金を調達するとともに、市の財政支出を軽減し、団体の活動のPRにもつながる事業として、「三原市クラウドファンディング利用手数料補助金」の制度を令和3年度にスタートした。

本市においても、NPO法人等の自己資金の調達を促進させるため、「さとふるクラウドファンディング」を活用し、NPO法人等の資金調達を支援する「宇都宮市ふるさと納税公益活動支援事業」に取り組んでいるところである。

クラウドファンディングを活用することにより、市民団体の活動内容等が広く社会に知られるようになり、関心や支援を集められることや、地域社会や支援者との間でコミュニケーションが活発になり、活動内容に対する理解と支持を深められることなどのメリットがあることから、取組の充実や事業の周知を強化していくべきである。

ウ 財政強化のための相談体制の充実・強化

現在、本市では、市民活動・ボランティア活動や地域活動に関する相談体制を整備しているが、NPO法人等の資金調達に関する相談、

例えば、民間融資を受ける際の申請書類の作成に関することや財政面を含めた組織運営に係ることなどについて、さらに気軽に指導やノウハウ提供などを受けることができるよう、相談体制を充実・強化していくべきである。

(3) 情報発信の強化

令和5年度市政に関する世論調査のまちづくり活動への意識の結果を見ると、市民がまちづくり活動に参加していない理由として、約2割の回答者が「団体や活動内容に関する情報がない」と回答するなど、まちづくりやボランティアなどに関する情報について、必要としている市民に対して十分届けられていない状況がうかがえる。

また、市民協働推進計画において、市内のNPO法人等の多くが、行政に求める支援として、「民間の助成金等の情報提供」や「協働事例に関する情報提供」、「協働の先進事例に関する情報発信や提供」をあげており、行政からのさらなる情報発信が求められている。

ア 市民に向けた情報発信

地域に貢献しているNPO法人等に対する地域住民の関心を高め、参加意欲を促し好循環につなげるためには、取組や活動などについて行政が積極的な情報発信を行う必要がある。

本市では、まちづくりの活動に関して、ホームページや広報紙、各種SNS等で情報発信を行うとともに、各種団体の会報やボランティア情報、イベント情報の掲示など幅広い情報提供を行っている。

これらの情報発信は、各団体の活動の活性化に向けた支援につながる重要な取組であることから、さらに推進すべきである。

また、市民の関心を高め、活動に興味を持っていただくため、地域に貢献しているNPO法人等を積極的に顕彰できるような制度を検討すべきである。

イ 団体に向けた情報発信

本市では、団体に向けて、NPO法人等が活用できる本市の助成制度に関する情報を分野別で発信しているところであるが、NPO法人等は地域活動の協働事例や先進事例などについても情報を求めていることから、市の各種支援や事例など、団体に向けた情報発信内容の充実を検討するとともに、SNS等のデジタル技術を用いた情報発信などを強化するべきである。

(4) 拠点施設の充実

市民協働推進計画によると、NPO法人の行政に求める支援として、「相談機能の充実」をあげている。

また、NPOにおいては、他団体と「連携・協力して活動の幅を広げたい」という意向のある法人の割合が8割を超えており、約3割弱のNPO法人は、行政に求める支援として「他活動主体との交流機会の提供」をあげている。

このような中、まちびあが中心となり、まちづくり活動に関する情報発信を行うほか、団体の設立・運営などの相談の対応をはじめ、活動団体間の連携・交流の促進、活動に関する情報収集や「まちづくりシンポジウム」の実施、「NPO連続講座」や「人材育成に関する講座」などのセミナーの開催など様々なまちづくり活動に関する支援を行っている。

今後は、まちびあにおいて、NPO法人等の困りごとを解決する力やアウトリーチして課題を取りに行く力などの相談機能の強化、既存のNPO法人等同士との連携や地域活動に参加意欲のある住民とのマッチングを促進できるような支援の充実・強化を図るべきである。

3 NPO法人等の地域活動充実に向けて

先に述べたように、NPO法人等は、今後、地域課題を解決していくための重要な存在である。

地域活動に取り組むNPO法人等については、まちづくり協議会や自治会等と十分に連携することで、地域活動の一部をNPO法人等が担うこと

ができる可能性があり，そのためには，団体運営に必要な事務処理能力を備えた人材や，団体を率先して引っ張っていく人材が必要となる。

それらの人材を中心に，団体の運営・活動が適切に行われることで，地域からの信頼を得ることができ，安定的な団体運営や地域活動の活性化につながっていくと考える。

このような地域の課題に応じた団体が様々な地域で活躍できることが望ましいと考えており，そのためには，NPO法人等の設立に向けた支援として実施している「市民活動助成金」について，例えば，NPO法人等の運営に携わる人件費を助成対象にするなど，支援内容の充実のほか，相談体制の強化など，NPO専用のスタートアップ支援の強化を検討すべきである。

組織をうまく発展させるためには，法人化も一つの案として考えられ，法人化により地域の空き家を譲り受け，地域での有効活用につなげることができる可能性があるなど，まちづくり全体に良い波及効果を及ぼす効果も期待できる。